

2023年度 第1回理事会次第

日時：2023年5月14日（日）10:00~12:00

会場：千葉県社会福祉センター中会議室2

1. 出席者及び資料の確認

2. 開会

3. 会長挨拶

4. 議題

(1) 会長と三役会からの報告

- ・ 新任予定の外部理事（菅野道生様）について
- ・ 役員人事・事務局人事について
- ・ 千葉県社会福祉センターへの事務局移転と事務室使用料の報告
- ・ インボイス制度に合わせた各研修の受講決定通知書の一部変更
- ・ 千葉県社会福祉士会選挙管理委員の公募について

(2) 議事

1. 新入会員の承認について
2. 2023年度第11回定時総会資料（案）について
 - ・ 2022年度事業報告の承認について
 - ・ 2022年度決算報告の承認について
 - ・ 山下興一郎理事退任後の候補者菅野道生先生の承認について
 - ・ 倫理委員会委員の選任について
3. スーパービジョン時の当会 zoom 利用の許可について（研修委員会）

(3) 各委員会報告事項に対する質疑

- ・ 資料を事前送付いたしますので、ご確認いただき、理事会では理事・監事・相談役から質疑があった場合のみ詳細説明をお願いすることといたしますので、ご了承ください。

※ 閉会后、代議員の推薦について話し合うので会員理事はお残りください。

5. 閉会

次回理事会予定

2023年度第2回理事会 2023年6月25日（日）10:00~

※同日午後13:30~第11回定時総会

場 所 千葉県社会福祉センター3階大会議室

【添付資料】

- ① 別途ダウンロードおよび添付 PDF データ-定時総会資料(案)2022 年度
- ② 別途ダウンロード - 4月新入会(44名)(内、キャンペーン対象3名)報告
- ③ 別途ダウンロードおよび添付 PDF データ - 第1回理事会資料
- ④ 別途報告 - 会計監査報告書
- ⑤ 理事会資料組込 - 千葉県社会福祉センター 年間休館日のお知らせ
- ⑥ 理事会資料組込 - 住所変更完了報告(登記簿謄本控え一部)
- ⑦ 理事会資料組込-インボイス制度導入に伴う受講決定通知書作成例

【報告事項1】

- ・千葉県社会福祉センター(事務局移転報告)

① 2023年3月16日旧事務局から、現事務局への移転作業を行った 3月16日から3月31日までは、センターの使用時間が9時から17時までと制限があり、前後の時間に事務局にいただいた電話対応ができず、ご不便をおかけした

4月2日には、オープニングセレモニーが行われ正式稼働となった 正式稼働時間は9時から21時である また、年間休館日について、お知らせを別途添付報告する

② 事務室使用料(年間)

千葉県より納付書(244,268円)が届き、今年度の事務室使用料(年間)について納付が完了したただし、共益費(水道光熱費含む)については、事務室の広さでの按分には反対意見が多く事前納付額がまとまらずに、1年間使用後に納付書が届く予定 修正後の当初案では、共益費が760,000円超で、旧事務局の賃料(水道光熱費含む)費用と比較し年間25万円超安くなる見込みであった 共益費についてはわかり次第報告する

③ 住所変更について、登記が完了したので、登記簿謄本控え一部を別途添付報告する

【報告事項2】

- ・ 外部理事を5年間担ってくださった、ソ教連推薦、山下興一郎さまより2023年3月31日付理事退任届を受取った

【報告事項3】

- ・ インボイス制度(2023年10月施行開始)に合わせて、各研修の受講決定通知書の一部変更を報告する

目的:受講料徴収時期が施行開始前であっても、研修修了が10月以降となる場合は、制度に則った請求書や領収書対応が必要(基礎研修他該当研修あり)

また、制度施行前に受講料徴収、研修修了の場合でも、施行後に領収書を求められるケースが想定さ

れ、受講決定通知書内に、「受講料のお知らせ」ではなく、「受講料請求書」（インボイス番号入り）を入れ、「※領収書は発行いたしませんので、請求書と振込控えを保管してください」等の注意書きを入れることで事務局業務が煩雑にならないようにしたい

【理事会議事・承認依頼】

① 定時総会資料(案)2022年度 参照

- ・ 2022年度事業報告（案）について、理事会の承認を求めます

② 定時総会資料(案)2022年度 参照

- ・ 2022年度決算報告（案）について、理事会の承認を求めます

③ 役員候補者（案）

- ・ 一般社団法人千葉県社会福祉士会理事へ任期途中役員候補 ^{かんの}菅野 ^{みちお}道生氏（日本ソーシャルワーク教育学校連盟推薦）を総会議案とすることについて、理事会の承認を求めます

④ 新入会および転入報告：4月について、新入会 44名（入会年度内 30歳以下 3名含む）、
について、理事会の承認を求めます

参考：

〈定款5条1項より〉

第5条 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であつて、千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者。

〈定款6条1項より〉

（入会）

第6条 正会員、準会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事会の決議を経て会長（第12条第3項に規定する会長をいう。以下同じ。）が別に定める入会申込書を会長に提出し、総会が定める基準により、理事会の承認を得なければならない。

令和5年4月吉日

入居団体 各位

千葉県社会福祉センター
センター長 木川茂雄

休館日についてのお知らせ

標記の件につきまして、下記の通り日程が確定いたしましたのでお知らせいたします。

休館日	12月29日(金)	12月30日(土)	12月31日(日)
	1月1日(月)	1月2日(火)	1月3日(水)

臨時休館日	7月2日(日)	8月20日(日)	10月29日(日)
	12月24日(日)	2月4日(日)	

※定期清掃や消防点検を実施します。

館内へは立ち入りはできません。

千葉県社会福祉センター
管理事務室 TEL043(241)0885
(内線) 100

履歴事項全部証明書

千葉県千葉市中央区千葉港4番5号
一般社団法人千葉県社会福祉士会

会社法人等番号	0400-05-002194	
名称	一般社団法人千葉県社会福祉士会	
主たる事務所	千葉市中央区千葉港7番1号	平成25年 4月 1日移転
		平成25年 4月 1日登記
	千葉県千葉市中央区千葉港4番5号	令和 5年 4月 1日移転
		令和 5年 4月10日登記
法人の公告方法	主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。	
法人成立の年月日	平成19年4月4日	
目的等	<p>目的</p> <p>本会は、社会福祉の援助を必要とする方への生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する倫理の確保、技能の研鑽を行うことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって千葉県における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>本会は、前述の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉の援助を必要とする方への生活と権利の擁護に関すること。 (2) 社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関すること。 (3) 社会福祉士の職務に関する知識及び技能の向上に関すること。 (4) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関すること。 (5) 社会福祉士の倫理及び資質向上に関すること。 (6) 社会福祉士等資格取得の支援に関すること。 (7) 福祉サービスの質の向上に関すること。 (8) 社会福祉団体その他の関係団体との連携に関すること。 (9) その他前各号の目的を達成するために必要な事業。 	

第六号様式（第二十二條第一項）

行政財産使用許可書

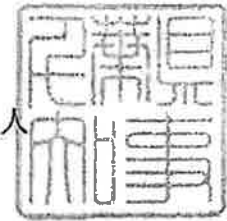
千葉県健指指令第3418号

住 所 千葉市中央区千葉港7-1
ファーストビル千葉港3階
使用者 (一社)千葉県社会福祉士会
会長 樽林 元樹
(一社)千葉県精神保健福祉士協会
会長 山崎 久之
(一社)千葉県医療ソーシャルワーカー協会
会長 浅野 慎治

令和5年2月20日付けをもつて申請のあつた行政財産の使用については、
次のとおり許可する。

令和5年3月31日

千葉県知事 熊谷 俊 人



1 使用を許可する行政財産

- (1) 所在地 千葉市中央区千葉港118-4
- (2) 区分 建物
- (3) 種目・構造 事務所・鉄骨造
- (4) 数量 48.3㎡
- (5) 使用部分 別添の図面のとおり

2 使用の目的及び方法

- (1) 使用目的 事務室
- (2) 使用方法 事務室として利用

3 使用許可期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 使用料及び延滞金

- (1) 使用料は244,268円とし、知事の発行する納入通知書により、指定期日までに納入しなければならない。
- (2) 指定期日までに使用料を支払わないときは、延滞金としてその翌日から納入の日までの日数に応じ、使用料及び手数料条例第7条の規定により計算した金額を支払わなければならない。
- (3) 許可を取り消されたときは、既に納入した使用料は還付しない。

5 使用上の制限

- (1) 使用者は、使用を許可した行政財産について形質の変更をしてはならない。
- (2) 使用者は、使用を許可した行政財産を他の者に使用させ、又は担保に供してはならない。

6 光熱水費の負担

使用者は、使用を許可した行政財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担しなければならない。

7 使用の許可の取消し又は変更

次の各号の一に該当するときは、使用の許可の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することがある。

- (1) 使用を許可した行政財産を公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- (2) 使用者が、許可の条件に違反する行為をしたとき。

8 原状回復

使用者は、使用期間が満了し、又は7により使用の許可を取り消したときは、知事の指定する期日までに使用を許可した行政財産を自己の負担で原状に回復して返還しなければならない。

9 損害賠償

- (1) 使用者は、その責に帰する事由により使用を許可した行政財産の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 前項に定める場合のほか、使用者は、この許可書に定める義務を履行しないため千葉県に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

10 有益費等の請求権の放棄

使用者は、使用を許可した行政財産について支出した有益費、必要費その他の費用を請求しないものとする。

11 実地検査等

知事は、使用を許可した行政財産について随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し必要な指示をすることができる。

12 その他の条件

- ・ 指定管理者が定期的開催する入居団体連絡会議に参加し、指定管理者および他の入居団体との連携を図り、必要に応じ指定管理者の施設運営に協力すること。
- ・ 共用部分の使用について指定管理者の指示に従うこと。

教示

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

健指第210号
令和5年4月18日

各使用許可団体の長様

千葉県知事 熊谷 俊人
(公印省略)

令和5年度事務室使用料の徴収について (通知)

このことについて、同封した納入通知書により納入されるよう通知します。

納入通知書兼領収書	
加入者名	千葉県
電話番号	00170-8-967162
年度	令和5年度 会計 01
伝票番号	1010567
納入番号	05-1010567-9001
金額	244,268 円
納入期限	令和5年5月1日
所属	健康福祉部 健康福祉指導課
収納代行	千葉県社会福祉センター事務室使用料
落 款	

上記のとおり納入してください。

令和5年4月14日
千葉県知事
(かい長)
熊谷 俊 人

公

〒260-0026
千葉県千葉市中央区千葉港7-1

(社) 千葉県社会福祉士会 様

納入場所 裏面のとおりに

上記の金額を徴収しました。
納取日付印
出納(5)号
5-4-24
千葉銀行
千葉支店

収入印紙不要 (納入者領収)

(連絡先)

千葉県健康福祉部健康福祉指導課
地域福祉推進班 植松
TEL : 043-223-2615
Email : kensi@mz.pref.chiba.lg.jp

請 求 書

2023 年 月 日

様

一般社団法人 千葉県社会福祉士会
登録番号：T9040005002194

ご請求金額 45,000円 (社会福祉士会会員様)
2023 年度基礎研修Ⅱ受講料 40,910円
消費税(10%) 4,090円
合計 45,000円

ご請求金額 60,000円 (社会福祉士会非会員様)
2023 年度基礎研修Ⅱ受講料 54,546円
消費税(10%) 5,454円
合計 60,000円

【お振込み期限】 2023年5月25日(木)

(恐れ入りますが振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。)

【送金先】 **ゆうちょ銀行よりお振込みの場合**

口座番号:00170-0-713799

加入者名:一般社団法人千葉県社会福祉士会

※通信欄がございましたら「2023 年度基礎研修Ⅱ受講費」とご記入ください。

他行・ATM・ネットバンキングよりお振込みの場合

銀行名:ゆうちょ銀行 / 支店名:019支店

口座種別:当座預金 口座番号:0713799

口座名義:一般社団法人 千葉県社会福祉士会

※領収書発行いたしませんので、請求書と振込み控えを大切に保管してください。
※なお、第1回オンライン研修開始日までに、2023 年度年会費納入が確認できない場合は事務局から連絡させていただく場合があります。

一般社団法人 千葉県社会福祉士会 事務局
〒260-0026 千葉市中央区千葉港4番5号 千葉県社会福祉センター5階
TEL:043-238-2866 FAX:043-238-2867 E-mail :office@cschwiba.com

先に「2023 年度成年後見人材育成研修」貴方の受講を決定通知の際、請求書をお送りしましたが、税抜額、消費税額に誤りがありましたので、再送させていただきます。大変申し訳ありません。

お振入いただく金額の変更はございませんので、研修受講費を下記のお振込み方法をご確認いただき、指定口座にご入金くださいますようお願い申し上げます。

請 求 書 (再送)

2023 年 5 月 15 日

様

一般社団法人 千葉県社会福祉士会
登録番号：T9040005002194

ご請求金額 (研修受講費) 50,000円

2023 年度成年後見人材育成研修受講費	45,455円
消費税 (10%)	4,545円
合計	50,000円

※大変恐縮ですが、振入手数料は貴方にてご負担くださいますようお願いいたします。
※領収書の発行は致しません。振込みの控えが領収証となります。大切に保管ください。

1. 振込先 **ゆうちょ銀行よりお振込みの場合**

口座番号：00170-0-713799

加入者名：一般社団法人 千葉県社会福祉士会

※通信欄がございましたら「2023 年度成年後見人材育成研修受講費」とご記入ください。

他行・ATM・ネットバンキングよりお振込の場合

銀行名：ゆうちょ銀行 支店名：019支店

口座種別：当座預金 口座番号：0713799

口座名義：一般社団法人 千葉県社会福祉士会

※通信欄への記入は同様をお願いします。

2. お振込み期限 **2023 年 5 月 26 日 (金)**

3. キャンセルについて

キャンセルされる場合は、郵便、FAX、メールにてお申し出ください。

5月26日(金)までにお申し出があった場合は、振入手数料を差引き返金いたします。それ以降のキャンセルについては、本会の責めによる場合以外は受講費の返金をいたしませんのでご注意ください。

延期・中止等で2023年度に修了できない場合は、次年度以降講座を開催し、修了まで対応いたしますので、延期・中止を理由とするキャンセルにつきましても、受講費の返金をいたしません。

以上

(お問合せ先) 一般社団法人 千葉県社会福祉士会 事務局

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4番5号 千葉県社会福祉センター5階

電話：043-238-2866 FAX：043-238-2867 E-mail：office@cswwchiba.com

2023 年 月 日

様

受講番号 ()

権利擁護センターぱあとなあ千葉
運営委員長 古澤 肇

2023 年度ぱあとなあ千葉・受任会費決定のお知らせ

平素は、ぱあとなあ千葉の活動に関してご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、先に通知いたしましたが、ぱあとなあ千葉の報酬助成制度の原資となる、あなた様の今年度の受任会費が下記のように決定しましたので、お知らせいたします。

また、2022年度に行った必須登録員研修、千葉サポート研修、事例検討会、レベルアップ研修の参加費につきましては、2023年10月施行開始のインボイス制度に合わせた仕様の請求書に変更し、下記の通り徴収させていただきますので、併せてお知らせいたします。

1) 受任会費

受任会費請求対象件数 件 円

2022 年度ぱあとなあ千葉研修参加費請求書 (インボイス制度対応)

2023 年 月 日

一般社団法人 千葉県社会福祉士会

登録番号：T9040005002194

2) オンライン研修参加費

① 必須登録員研修	参加回数	回	<u> </u>	円
② 千葉サポート	参加回数	回	<u> </u>	円
③ 事例検討会	参加回数	回	<u> </u>	円
④ レベルアップ研修	参加回数	回	<u> </u>	円
	研修合計		<u> </u>	円
	内、消費税 (10%)		<u> </u>	円
	2)研修税込合計		<u> </u>	円

※研修参加費については領収書発行いたしません。上記請求書と振込控えを大切に保管してください。

1)2)の合計 円

会費・参加費の納付方法としては、ご指定の口座より自動引落 (引き落とし手数料雨量 121 円) とさせていただきます。

引落日 2023 年 月 27 日 ()

※残高不足にご注意ください。

【問合せ先】

一般社団法人 千葉県社会福祉士会 事務局
〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港 4 番 5 号 千葉県社会福祉センター5 階
TEL : 043 - 238-2866 FAX : 043 - 238-2867 E-mail : office@cschwchiba.com

◇千葉県社会福祉士会会長職務執行状況 2023年3月13日～2022年5月14日

【活動報告】

- 3月18日(土) 日本社会福祉士会臨時総会
21日(火) 三役会
23日(木) 千葉県社会福祉協議会理事会
25日(土) 暮らしと心の相談会
26日(日) 談話室
4月 2日(日) 千葉県社会福祉センターオープニングセレモニー
2日(日) 三団体連絡協議会
4日(火) 福祉と司法の千葉県連絡協議会
9日(日) 福祉と司法のキャラバン 市川浦安実行委員会打合せ
15日(土) 福祉と司法のキャラバン 市川浦安実行委員会打合せ
5月 3日(水) 定員内不合格ソーシャルアクションに向けての勉強会
8日(月) 三役会
14日(日) 千葉県社会福祉士会令和4年度会計監査

◇各種委員会等

【委員推薦】

- 2023年4月1日～2025年3月31日 千葉市社会福祉協議会千葉市成年後見支援センター 日常生活自立支援事業契約締結審査会、法人後見業務審査会及び市民後見人審査会委員 石橋大輔氏
- 2023年4月1日～2025年3月31日 市原市 障がい者支援課
市原市障害者介護給付費等審査会委員 大戸 優子氏、飯田 俊男氏、佐藤 滋洋氏
- 2023年4月1日～2024年3月31日 柏市社会福祉協議会 かしわ福祉権利擁護センター
令和5年度候補者調整会議 出席者 四ノ宮 章氏
- 2023年4月1日～2025年3月31日 千葉県後見支援センター契約締結審査会委員 櫻井 絢子氏
- 2023年4月1日～2026年3月31日 柏市 地域包括支援課 柏市権利擁護ネットワーク会議(全体会)、
高齢者に関する専門部会委員、成年後見制度に関する専門部会委員 古澤 肇氏
- 2023年4月1日～2025年3月31日 流山市社会福祉協議会 流山市成年後見推進センター
地域ネットワーク会議委員 古澤 肇氏
- 2023年4月1日～2024年3月31日 千葉県 健康づくり支援課
令和5年度千葉県地域リハビリテーション協議会員 松本 友寿氏
- 2023年7月1日～2025年6月30日 千葉県 障害福祉課 「障害のある人もない人も共に
暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づく地域相談員 朽名 高子氏、白井 正和氏
- 2023年4月1日～2026年3月31日 千葉県 高齢者福祉課
千葉県高齢者保健福祉計画策定・推進協議会委員 谷口 さなえ氏

○2023年6月21日～2025年6月 浦安市社会福祉協議会

浦安市社会福祉協議会理事 市川 恵子氏

○2023年4月1日～2025年3月31日 松戸市 地域包括ケア推進課

松戸市成年後見制度利用促進協議会委員 四ノ宮 章氏

【講師派遣】

○2023年4月22日 佐倉市社会福祉協議会 市民後見人養成講座

講師 古澤 肇氏

○2023年11月16日、11月21日 佐倉市社会福祉協議会 令和5年度介護職員初任者研修

講師 岡本 崇広氏

○2023年3月25日、11月21日 千葉県弁護士会 暮らしとこころの相談会(津田沼)

相談員 榎林元樹会長、山崎 泰介氏、塩原 貴子氏、間島 淳子氏、檜尾 則美氏

○2023年5月～2024年2月 松戸市 地域包括ケア推進課

地域巡回公演会・相談会(成年後見制度ほか) 小川晴雄氏、古澤 肇氏、四ノ宮 章氏

◇その他の活動

○2023年3月23日 千葉県災害復興支援士業ネットワーク 士業ネットワーク意見交換会 服部 明氏出席

○2023年5月14日 日本社会福祉士会 全国生涯研修委員会議 浅見 雅人氏出席予定

○2023年5月27日 千葉司法書士会 令和5年度(第63回)定時総会懇親会 古澤 肇氏出席予定

○審議のみ、来賓無し開催 2023年5月20日 千葉県ホームヘルパー協議会

令和5年度ホームヘルパー協議会総会

○審議のみ、開催しない 2023年5月28日 千葉県介護福祉士会 千葉県介護福祉士会総会

○(決議の省略) 千葉県社会福祉協議会 令和5年度第1回理事会 会長 榎林 元樹(同意書 郵送)

**** 会員情報 ****

5月8日現在正会員:1,583名 (新入会:44名、転入:3名、退会38名、転出1名、資格喪失他5名)

準会員3名、賛助会員2名

2023年3月 年度末退会	1,540	0	0	0	-37	0	0
------------------	-------	---	---	---	-----	---	---

2023/4/1 会員数	1,540							
各末日	総会員数	入会	転入	転出	退会	資格喪失	その他	備考
2023年4月	1,584	44	0	0	0	0	0	キャンペーン該当3名
2023年5月	1,583	0	0	-1	0	0	0	

選挙管理委員を公募します

2024年6月に行われる予定の一般社団法人千葉県社会福祉士会第12回定時総会において選任される理事を選出するための選挙および代議員選挙が行われます。

これに向け、一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則第6条および第7条に基づき、選挙を執行する選挙管理委員を本会正会員の中から公募いたします。

応募いただける方は、応募用紙に必要事項を記入の上、郵送、FAX、E-mailのいずれかの方法により7月3日(月)から7月31日(月)までに事務局へご提出ください。応募用紙は本会webサイト(<http://www.cswchiba.com/>)からもダウンロードできます。また、郵送の場合は簡易書留等、配達確認可能な方法をお勧めします。

なお、本会の一般社団法人移行に合わせ、選挙管理委員会は常設委員会となり、委員の任期は2年間となります。その点をご了承の上ご応募くださるようお願い申し上げます。

<参考1:役員選挙に向けた主な日程(予定)>

- 2023年 8月 選挙管理委員委嘱、選挙準備開始
- 10月 役員及び代議員選挙公示・立候補受付開始
- 11月 立候補者被選挙資格確認、候補者確定
(定数未達の場合は12月に再募集)
- 2024年 1月 役員および代議員立候補者名簿公表・郵便投票開始
- 3月 役員候補者及び代議員選出予備選挙
- 6月 新役員選任(通常総会当日)

<参考2:役員選出規則及び細則(別紙抜粋)>

一般社団法人千葉県社会福祉士会 選挙管理委員応募用紙

一般社団法人千葉県社会福祉士会
会長 樽林 元樹 宛

私は2024年度に実施される一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選挙における選挙管理委員に応募するので、下記の通り届け出ます。

年 月 日

氏名 _____
(署名または記名捺印)

フリガナ 氏名		会員番号	
住所	(郵便番号)		
応募動機			
電話番号		FAX 番号	
E-mail アドレス			

<届出・お問い合わせ先>

一般社団法人千葉県社会福祉士会事務局

郵便番号 260-0026

千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター5階

TEL 043-238-2866 FAX 043-238-2867

E-mail:office@cschwchiba.com

R5年度談話室 年間スケジュール (案)

理事会で各委員長へ相談のうえ決定

日付	曜日	談話室開始時間	内容	場所	周知
2023年5月27日	土	19～20時	しゃべり場 ※理事会と別日開催	オンライン	メール配信、HP掲載
2023年6月25日	日	15～16時半	役員＋代議員＋一般	千葉県社会福祉センター 3階大会議室	総会資料 同封
2023年8月27日	日	14～15時半	しゃべり場	千葉県社会福祉センター 2階 研修室B	総会資料 同封
2023年11月5日	日	15～16時半	(仮) 相談に関すること	千葉県社会福祉センター 3階中会議室1	7月末と線 チラシ同封
2024年1月21日	日	14～15時半	(仮) このゆびと～まれ	千葉県社会福祉センター 3階中会議室1	11月末と線 チラシ同封
2024年3月23日	土	19～20時	就労前フォローアップ交流会 ※理事会と別日開催	千葉県社会福祉センター 3階中会議室1	社会福祉士養成校宛て通知
2024年5月12日	日	14～15時半	しゃべり場	千葉県社会福祉センター	3月末と線 チラシ同封

R5年度 理事会スケジュール

日付	曜日	時間	開催内容	場所
2023年5月14日	日	午前	第1回理事会	千葉県社会福祉センター 3階中会議室2
2023年6月25日	日	午前	第2回理事会	千葉県社会福祉センター 3階大会議室
		午後	定時総会	
2023年8月27日	日	午前	第3回理事会	千葉県社会福祉センター 2階 研修室B (9～17)
2023年11月5日	日	午前	第4回理事会	千葉県社会福祉センター 3階中会議室1
		午後	予算ヒアリング	
2024年1月21日	日	午前	第5回理事会	千葉県社会福祉センター 3階中会議室1 (9～17)
2024年3月17日	日	午前	第6回理事会	千葉県社会福祉センター 3階中会議室2
2024年5月12日	日	午前	第1回理事会	

企画部会

【報告事項】

ア、企画部会

なし

イ、地域集会

《実施》

【千葉市花見川区・習志野市・八千代市・船橋市・鎌ヶ谷市地区合同】

日時：4月8日（土）10～12時 オンライン

内容：個別避難計画作成を通じて地域社会の状況とソーシャルワークの関わりを考える

実践報告「医療的ケア児のための個別避難計画作成」

千葉市中央区障害者基幹相談支援センター 伊藤佳世子氏

意見交換

参加者：7名

感想：参加者は7人でしたが、講師のお話をジックリ聴くことができ、さらに意見交換にも十分な時間を割くことができ、有意義な集会となりました。

《予定》

【柏・我孫子・野田・流山地区】

第95回『福祉道場』

日時：5月17日（水）19時～21時

会場：柏市社会福祉協議会 いきいきプラザ内 2階研修室

内容：【ごきげん道場】

サイコロトーク、インタビューする側、される側で、トーク力を鍛える

※事業報告参照

【理事会決議・承認依頼事項】

・ なし

点と線112号 7月発行予定

【記事内容】

1 表紙

2 特集 (5p)

つながりをつくる～社会福祉士会でどのように自分を活かすか (仮題)

依頼対象

①木更津市 大塚さん

②船橋市 瀬戸さん

③竹嶋相談役

④樽林会長

⑤古澤さんから紹介をいただく

3 コラム

スーパービジョン体験談 岩間氏寄稿

4 地域集会

5 ストレートネックマン (二瓶陽子さんへのインタビュー)

6 社会福祉士のわ

7 私が学んだ対人援助

ソーシャルワークや対人援助技術で学んだことを実践した経験を200字程度、匿名で掲載。6名ほど依頼中。(高齢分野)(児童分野)(障害分野)(生活困窮分野)(後見分野)(MSW)

記事締め切り 5/15

【添付資料】

なし

【報告事項】

3月7日 高齢者虐待防止専門研修 ZOOM オンラインで開催した。PC 接続台数205台。

・チーム員派遣依頼がくるが、内容確認するとチーム員派遣に該当しない依頼もある。依頼文をメンバーで共有し、チーム員派遣なのか、それ以外の派遣なのかを精査していくこととした。

【理事会決議・承認依頼事項】

特になし。

【報告事項】

1) 2023年度 基礎研修Ⅰ Ⅱ Ⅲ 申し込みについて
 令和5年4月中旬からGoogleフォームで申し込み開始。
 主な流れ・・・eラーニングを受講したあとに当会の演習を受ける。
 講義部分はeラーニングの講師が担当 演習は当会の講師が担当

基礎研修Ⅰ	受講料	5,000円	申込受講人数	60名	オンライン演習	回数	2回
基礎研修Ⅱ	受講料	45,000円	申込受講人数	44名	オンライン演習	回数	10回
基礎研修Ⅲ	受講料	45,000円	申込受講人数	51名	オンライン演習	回数	8回

2) JC教育研究所 模擬試験と和洋女子社会福祉士取得支援講座

JC教育研究所 模擬試験は、令和5年6月下旬に依頼を受ける予定

和洋女子社会福祉士取得支援講座は、令和5年10月頃に開始予定

令和5年5月6日 19:00～21:00 国家試験支援チーム会議を開催

参加者：浅見雅人 白井正和 福間勝可、吉田志保、宮本哲男

主に科目担当者の確認と受け持つ科目担当者を協議した。

【理事会決議・承認依頼事項】

基礎研修Ⅲ以降 各士会で個別スーパービジョンの利用促進が求められている。

今後の認定社会福祉士へのステップとして必要な研修であり、当会でも力を入れていく必要がある。

そこで主に千葉県内でスーパーバイザーとして日本社会福祉士会に登録している会員のために、理事が立ち会いの上、当会のzoom利用の許可を頂きたいと思います。

スーパービジョンは一人につき、年約6回 1回の時間は約90分となっております。

詳細は 「別紙」 参照

日本社会福祉士会 個別スーパービジョンの概要 別紙

スーパービジョンの目的

認定社会福祉士制度（以下「認定制度」という）におけるスーパービジョンは、スーパーバイザーの実践学習と専門職としての知識と技術への訓練を促進・支援するためにソーシャルワークの視点から実施するもので、スーパーバイザーとなる社会福祉士が次の各号に掲げる事項を獲得することを目的とします。

- ①社会福祉士としてのアイデンティティを確立する。
- ②Ⅱ専門職として職責と機能が遂行できるようにする。
- ③個別支援・組織・地域のすべてのレベルにおける実践力を開発する。

基本的な枠組み【個人スーパービジョン】

認定制度のスーパービジョンでは、スーパーバイザーとスーパーバイジーは、スーパービジョンを行う前に、原則、1年間のスーパービジョン実施契約を締結します。

個人スーパービジョンでは、契約締結後、1年間に6回以上、1回1時間以上のスーパービジョンを行います。

スーパーバイザーとスーパーバイジーの関係性は、職場内／職場外、同じ専門分野／異なる専門分野を問いません。

個人スーパービジョンを受けようとする社会福祉士（スーパーバイジー）が、認定機構に登録しているスーパーバイザーへ連絡をし、スーパービジョンの依頼をします。

認定制度の枠組みに従った個人スーパービジョンを行い、契約期間の満了をもって、スーパービジョン実績2単位となります。

契約期間満了後に次のスーパービジョンを受ける場合、スーパーバイザーは同じ者である必要はありません。

2023年度 基礎研修Ⅰ日程

開催スケジュール (※変更になる場合もございます。)

一般社団法人千葉県社会福祉士会

	日 程	科 目 ・ 講 義 内 容
事前課題作成	提出期限 7月21日(金)	生涯研修制度独自科目 事前課題1: 「社会福祉士の役割を考える」 1200字程度 ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 事前課題1: 「社会福祉士としての専門性について考える」 800字程度 ☆重要! 『事前課題』の提出がない場合、第1回集合研修は受講できません。
e-ラーニング (自宅学習)	受講証明書 提出期日 ~8月25日(金) まで	生涯研修制度独自科目 「社会福祉士のあゆみ」 「日本社会福祉士会・都道府県社会福祉士会の組織」 「生涯研修制度」 日本社会福祉士会のホームページよりe-ラーニングを視聴いただき「受講証明書」3科目分を千葉県社会福祉士会事務局までメールに添付の上ご提出ください。 第1回集合研修(参集)受講のための必須条件となります。
第1回 会場研修	9月2日(土) 10:30~17:00	生涯研修制度独自科目 「千葉県社会福祉士会の組織」講義 ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 「社会福祉士としての専門性について考える」演習 ☆第1回集合研修を欠席した場合、それ以降の受講は出来ません。
事前課題作成 (中間)	提出期日 11月30日(木) まで	ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 事前課題2: 「社会福祉士に共通する専門性の理解」 1200字程度 事前課題3: 「所属組織のソーシャルワーク実践について学ぶ」 1200字程度 事前課題4: 「所属組織以外のソーシャルワーク実践について学ぶ」 1200字程度×2項目 権利擁護・法学系科目Ⅰ 事前課題1: 「倫理綱領・行動規範の理解」 1200字程度×2項目 ☆重要! 『事前(中間)課題』の提出がない場合、第2回集合研修(参集)は受講できません。
e-ラーニング (自宅学習)	受講証明書 提出期日 ~1月26日(金) まで	ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 「社会福祉士に共通する専門性の理解」講義 権利擁護・法学系科目Ⅰ 「倫理綱領・行動規範の理解」講義 日本社会福祉士会のホームページよりe-ラーニングを視聴いただき「受講証明書」3科目分を千葉県社会福祉士会事務局までメールに添付の上ご提出ください。 第1回集合研修(参集)受講のための必須条件となります。
第2回 会場研修	2024年 2月4日(日) 9:30~17:00	ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 「社会福祉士に共通する専門性の理解」講義 権利擁護・法学系科目Ⅰ 「倫理綱領・行動規範の理解」講義 「社会福祉士の倫理綱領の実践適用」演習

◎基礎研修は、8つの認証科目で構成されており、認定社会福祉制度の単位とするためには、基礎研修Ⅰ受講開始から6年間以内に基礎研修Ⅲまで修了する必要があります。

◎2021年度以前、基礎研修Ⅰを途中まで受講された方は、必ず申込時にその旨ご連絡ください。

2022年度に基礎研修Ⅰを途中まで受講された方、申込を行ったが、受講できなかった方は備考欄にご記入ください。

2023年度基礎研修Ⅱ(オンライン研修9:30~16:00 オンライン受付9:00~)概要 ☆講師名は予定です。当日変わる場合もありますのでご了承ください。

千葉	日程	科目	研修テーマ	研修時間	研修内容	研修方法	
オンライン研修①	2023年6月11日(日)	ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	相談援助の視座と社会福祉援助の展開過程	eラーニング振り返り30分	グループ討議90分	・相談援助サービスの視座 ・ソーシャルワーカーの機能 ・社会福祉援助の展開過程	・eラーニングで講義を視聴する。 ・講義要綱で示している内容に従いグループ討議を行う。
			実践のためのアプローチ	eラーニング振り返り30分	グループ討議90分	・エンパワメントアプローチとは ・アプローチによる実践の比較 ・危機介入アプローチの実践	・eラーニングで講義を視聴する。 ・講義要綱で示している内容に従いグループ討議を行う。
オンライン研修②	2023年7月16日(日)	ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	自立生活支援とコミュニティソーシャルワーク	eラーニング振り返り30分	グループ討議90分	・社会福祉における生活のとらえ方 ・生活をとらえる視点 ・地域自立生活支援とコミュニティソーシャルワーク	・eラーニングで講義を視聴する。 ・講義要綱で示している内容に従いグループ討議を行う。
		実践評価・実践研究系科目Ⅰ	実践研究の意義と方法	eラーニング振り返り30分	グループ討議90分	・実践研究とは何か ・実践研究が求められる理由 ・社会福祉における実践研究の定義 ・日本社会福祉士会の歩みにみる実践研究への道のり	・eラーニングで講義を視聴する。 ・講義要綱で示している内容に従いグループ討議を行う。
集合研修③	2023年8月20日(日)	ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	実践事例演習Ⅰ		演習360分	・理論を言語化する ・アセスメント、支援目標の設定と、支援計画策定 ・チームアプローチと組織間ネットワーク ・ケア会議の進め方(モニタリング・評価・ネットワーク)	※必修課題:講義当日受付にて提出 設定された課題についてレポートをまとめる。
オンライン研修④	2023年9月24日(日)	地域開発・政策系科目Ⅰ	社会資源の理解と社会資源開発	eラーニング振り返り30分	グループ討議90分	・社会資源とは、社会資源の連携、社会資源の開発 ・所属組織が存在する地域特性から考えられる住民生活の特徴について ・所属組織が存在する地域で今後必要と思われる社会資源について	・eラーニングで講義を視聴する。 ・講義要綱で示している内容に従いグループ討議を行う。 ※事前課題:9月5日迄 メール添付提出 設定された課題についてレポートをまとめる。
		地域開発・政策系科目Ⅰ	連携システムのあり方とネットワーク構築	eラーニング振り返り30分	グループ討議90分	・地域における連携システム ・ネットワークの構築 ・地域の連携システムとネットワークを構築するための工夫	・eラーニングで講義を視聴する。 ・講義要綱で示している内容に従いグループ討議を行う。
集合研修⑤	2023年10月9日(日)	地域開発・政策系科目Ⅰ	地域における福祉政策と福祉計画	eラーニング振り返り30分	グループ討議90分	・所属組織が存在する自治体の福祉計画について ・地域における自組織の役割について ・所属組織が存在する地域の住民福祉活動やボランティア活動の実態や課題 ・地域の福祉政策を知る手掛かりや活用方法について ・福祉行政の計画化、計画策定のプロセス、福祉計画の推進と住民参加 ・地域特性と福祉計画の関係について ・地域で展開されている住民活動の現状と課題について	・eラーニングで講義を視聴する。 ・講義要綱で示している内容に従いグループ討議を行う。 ※事前課題:講義当日受付にて提出 設定された課題についてレポートをまとめる。
		地域開発・政策系科目Ⅰ	社会福祉調査の方法と実際	eラーニング振り返り30分	グループ討議90分	・社会福祉調査とは、調査のプロセス、調査の方法 ・社会福祉調査を企画について ・所属組織が存在する地域での実際の調査について	・eラーニングで講義を視聴する。 ・講義要綱で示している内容に従いグループ討議を行う。 ※科目終了レポート:12月20日迄 メール添付提出 講義終了後に科目終了レポートを提出する。
オンライン研修⑥	2023年11月12日(日)	人材育成系科目Ⅰ	スーパービジョンとは	eラーニング振り返り30分	グループ討議90分	・一般的スーパービジョン、社会福祉士会におけるスーパービジョン、社会福祉士会のスーパービジョンの研修体系と実施体制について概要を説明する。 またスーパーバイザーとして必要な心構えを伝え、モチベーションを高める。	・『基礎研修テキスト スーパービジョン』『基礎研修Ⅱワークブック』を使用して講義を行う。 ・講義及び設定されたテーマによるグループ討議を行う。
			スーパービジョンのモデルセッションを見る	eラーニング振り返り30分	モデルセッション視聴90分	・日本社会福祉士会のスーパービジョンのイメージを持つための、モデルスーパービジョンのセッションを見る。	・『基礎研修テキスト スーパービジョン』『基礎研修Ⅱワークブック』を使用して講義を行う。 ・初回のスーパービジョンの展開を見せる。
			スーパーバイザー体験		演習120分	・バイザーとしての基本 ・スーパービジョンの実際(スーパーバイザーとして) ・モデル事例を用いてスーパーバイザー役を行う。	・『基礎研修テキスト スーパービジョン』『基礎研修Ⅱワークブック』を使用して演習を行う。 ・5~6名のグループ編成において模擬事例を使用し、スーパーバイザー体験をする。 ・他の受講者は観察をし、振り返りを通じて共有する。
オンライン研修⑦	2023年12月3日(日)	権利擁護・法学系科目Ⅰ	社会福祉における法Ⅰ	eラーニング振り返り30分	グループ討議90分	・人権の歴史 ・社会福祉士実践と法理念(憲法25条及び19条、社会福祉法の理念など) ・憲法14条「法の下の平等」と格差問題 ・自己決定と自己責任の間 ・立法上の権利 ・契約上の権利 ・行政手続の法 ・権利の救済(行政訴訟、行政不服審査など)	・eラーニングで講義を視聴する。 ・グループ討議:ファシリテーターの支援のもと質疑応答及び設定されたテーマによるグループ討議を行う。
		権利擁護・法学系科目Ⅰ	ソーシャルワークと権利擁護の視点Ⅰ	eラーニング振り返り30分	グループ討議90分	・ソーシャルワークと権利擁護の視点 ・権利擁護を支える理念(自己決定、エンパワメント、アカウンタビリティ、セルフアドボカシー) ・権利擁護の諸制度(成年後見制度・虐待対応について含む)	・eラーニングで講義を視聴する。 ・講義要綱で示している内容に従いグループ討議を行う。
オンライン研修⑧	2024年1月14日(日)	権利擁護・法学系科目Ⅰ	社会福祉における法Ⅱ	eラーニング振り返り30分	グループ討議90分	・民法の構成 ・権利主体、客体和法律行為 ・成年後見 ・契約	・eラーニングで講義を視聴する。 ・講義要綱で示している内容に従いグループ討議を行う。
		権利擁護・法学系科目Ⅰ	ソーシャルワークと権利擁護の視点Ⅱ	eラーニング振り返り30分	グループ討議90分	・権利擁護実践事例1(独居高齢者の成年後見制度の活用事例) ・権利擁護実践事例2(障害者における消費者被害の回復)	・eラーニングで講義を視聴する。 ・講義要綱で示している内容に従いグループ討議を行う。
オンライン研修⑨	2024年2月18日(日)	実践評価・実践研究系科目Ⅰ	実践研究のための記録	eラーニング振り返り30分	グループ討議90分	・記録の目的 ・多様な記録の用途 ・実践研究を進めるうえでの実践記録の必要性 ・よい記録をとるための留意点 ・ビジュアルアセスメントツールの活用	・eラーニングで講義を視聴する。 ・講義要綱で示している内容に従いグループ討議を行う。
		実践評価・実践研究系科目Ⅰ	実践評価の方法	eラーニング振り返り30分	グループ討議90分	・実践評価とは ・実践評価の種類 ・評価目的による分類 ・実践評価の方法	・eラーニングで講義を視聴する。 ・講義要綱で示している内容に従いグループ討議を行う。
集合研修⑩	2024年3月18日(日)	実践評価・実践研究系科目Ⅰ	実践研究発表の方法	eラーニング振り返り30分	プレゼンテーション240分	・実践研究の具体的な方法 ・実践研究に基づく論文作成の留意点 ・実践研究論文の具体的な事例を提示し、論文の組み立て方や研究方法、倫理的配慮等について ・自分自身の実践事例のプレゼンテーション(発表一質問一相互評価)	・『基礎研修Ⅱワークブック』で設定されている事前課題を受講者に課す。 ・eラーニングで講義を視聴する。 ・『基礎研修Ⅱワークブック』を使用して演習、プレゼンテーションを行う。 ※事前課題:講義当日受付にて提出 ※科目終了レポート:3月31日迄 メール添付提出 設定された課題についてレポートをまとめる。

2023年度 基礎研修Ⅲ日程
開催スケジュール

一般社団法人千葉県社会福祉士会

研修日程		科目	講義内容	課題の有無	e-ラーニング 視聴期日	オンライン 演習時間(分)
第1回 オンライン研修	6月10日(土)	実践評価・実践研究系科目	対人援助と事例研究	-	集合研修開催の 1週間前(90分)	-
			事例研究の基本枠組み			-
事例研究の方法としてのケースカンファレンス	-					
		ソーシャルワーク倫理系科目	実践事例演習Ⅱ	事前課題 修了レポート	-	オンライン 講義・演習210
第2回 オンライン研修	7月15日(土)	実践評価・実践研究系科目	事例研究のための事例のまとめ方	中間課題	集合研修開催の 1週間前(90分)	-
			模擬事例検討会	修了レポート	-	オンライン 演習270分
第3回 オンライン研修	8月19日(土)	権利擁護・法学系科目	意思決定支援	事前課題 修了レポート	集合研修開催の 1週間前(90分)	演習270分
第4回 オンライン研修	9月23日(土)	サービス管理・経営系科目	社会福祉の組織と組織マネジメントの意義会議運営	-	集合研修開催の 1週間前(90分)	オンライン 演習270分
			福祉サービスにおける質の評価とサービスマネジメント			
			リスクマネジメントと苦情解決システム			
第5回 オンライン研修	10月7日(土)	サービス管理・経営系科目	事例研究(苦情・リスク・サービス評価)	事前課題 修了レポート	-	オンライン 演習300分
第6回 オンライン研修	12月2日(土)	地域開発・政策系科目	地域における福祉活動	事前課題	集合研修開催の 1週間前(90分)	
第7回 会場研修	1月13日(土)	地域開発・政策系科目	地域の課題の解決に向けた具体策について	中間課題 修了レポート	-	千葉県経営者会館
第8回 会場研修	2月17日(土)	人材育成系科目	スーパービジョンのモデルセッション	事前課題	集合研修開催の 1週間前(90分)	千葉市中央区内
			新人教育プログラム	事前課題 修了レポート		千葉市中央区内

研修参加のためには、e-ラーニング必須科目は研修の1週間前までの視聴し、テストに合格すること。また、事前課題がある場合は、事前課題の提出が必須となります。

※新型コロナウイルス感染拡大に伴う受講期間延長について

認定社会福祉士制度においては、基礎課程(基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)を基礎研修Ⅰ受講開始から6年間以内で基礎研修Ⅲまで修了する必要がありますが、

認定社会福祉士認証・認定機構より、2019年度以前から基礎研修の受講を開始している会員については、認定単位対象となる基礎課程修了期間基礎研修(基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)を6年から7年に1年延長することが認められています。

【オンライン研修(Zoom)受講について】

●各自にインターネット環境、使用する端末にカメラ機能・マイク機能があることが前提です。携帯電話・スマートフォンの回線では、契約内容によっては通信上限を超える

場合があることや通信回線の混雑等でオンライン研修に参加できない可能性もあるため、光回線(フレッツ光・auひかり・NURU光等)を使用し、パソコンでの受講を推奨いたします。(機材の貸出等はありません)

●受講者には、今回のオンライン研修にあわせて接続テストを行う機会を設けます。受講決定に併せてご案内させていただきますので、積極的なご参加をお願いいたします。

●研修受講時は、カメラでご自身を映していただいた状態でご参加いただきます。受講する環境にもご注意ください。

●受講者側での録画や録音は禁止いたします。

【振替受講について】千葉県社会福祉士会・近隣の県士会いずれも振替受講可能な人数の枠を超えた場合はお断りする場合があります。振替受講費用等については他各都道府県支部によって異なること、日程によっては他の都道府県支部での振替受講ができない場合もあります。

【報告事項】 2023年度第1回ぱあとなあ千葉・運営委員会 概要

□日時：2023年4月27日（木） 16：30～18：00

- ◆ 出席 [委員長] 古澤 [副委員長] 四ノ宮、石橋
①浅見②飯田③越後谷④大浦⑤岡元⑥小川知⑦木岡⑧朽名⑨倉下⑩長尾⑪堀越⑫吉田
⑬長友⑭助川(協力員)⑮中山(協力員)⑯小川晴(協力員)
- ◆ 欠席 ①安藤②太田
- ◆ 記録 飯田

【報告事項・協議事項】

1. 委員長、副委員長より

- ◎活動報告書システム 主に業務管理部会の方、読み込み、登録員とのやりとり修正
4月末に日本会への提出予定、システムについては、問題、課題が多くあり、今後、改善の要望、他の県士会を入れた話し合い等、中央コンピューター、日本会への要望、相談をしている。
→来年度も使用の予定で意向を提出している。
※登録員1名からは、苦情の電話あり
- ◎名簿登録更新 336名(前年度318名)
新規登録(1月+4月) 29名 (1月登録9名 4月登録20名) 抹消 11名
準登録員 63名(前年度65名)
- ◎名簿登録料は、6月27日(火)引き落とし
- ◎研修受講料の引き落とし 受任会費と一緒に8月予定
- ◎受任会費 除外申請は、低報酬のみ
各登録員へ確認通知書を7月のぱあとなあニュース、8月引き落とし予定
- ◎推薦依頼も昨年度468件、辞退20件であった。今年度も依頼件数は、多くなる見込み。
コーディネーターの人材確保、方法についても検討が必要
- ◎ぱあとなあニュース発行 4月号 4/20 発送作業 太田、四ノ宮、石橋、古澤
- ◎事務局体制 4月1日より松中 美香さん(週5)ぱあとなあ担当事務員
※現在、コーディネート、研修、業務管理、電話相談
- ◎登録員面談 4月20日 15：00～17：00 登録員(四ノ宮、石橋、古澤)辞任の手続き準備
- ◎関係機関より登録員の苦情相談 3件

2. 委員、講師派遣

2023年3月24, 25日

- 山武市市民後見人養成講座フォローアップ 11名 古澤 肇氏、石橋 大輔氏、
- 4月22日 佐倉市市民養成人講座 25名 対人援助技術 古澤 肇氏
- 6月10日 佐倉市市民用入講座 後見事務 大藤 康弘氏予定
- 4月25日 習志野市法人後見運営委員 安藤氏
- 4月中 松戸市中核機関委員 未定
- 4月中 松戸市成年後見 相談員、講師 小川 晴雄氏 今後は、未定

- 4月中 柏市受任調整会議 四ノ宮 章氏
- 4月中 流山市中核機関 古澤 肇氏
- 4月中 袖ヶ浦市中核機関担当 梶原氏と相談
- 5月27日 千葉県司法書士会 総会後の懇親会 古澤 肇氏

3. 家裁本庁（佐倉支部）からの登録員の相談連絡

3月29日 本庁吉田主任書記官より 登録員の後見事務に対する相談

4. 活動報告書システム 古澤、石橋

活動報告書システムの報告 システム入力 約300名、紙ベース 約25名
未提出 2名(事務局からの電話、メール、手紙に対して返信連絡なし)

5. 業務管理部会 石橋 ※別紙「業務管理部会の今後の業務について」参照

読み込み担当者 朽名、長尾、安藤、小川、助川、四ノ宮、古澤

6. コーディネート部会 四ノ宮

202304 最新名簿作成

3月16日コーディネート部会の開催 急増ケース、辞退案件、家裁への回答日等の共有
1年で急増、関係機関からの問い合わせや苦情ケース、高齢や病気によるケースの共有
電話相談→今年度は、メンバーチェンジも検討
次年度のコーディネーター候補：電話相談候補も検討

7. 2023年度第1回 報酬助成審査会 越後谷 ※別紙「令和4年度報酬助成制度申請」参照

4月24日(月)17:00~18:30 越後谷、太田、四ノ宮、古澤 申請6件 適5件 否1件

8. 研修部会 古澤

2022年度必須登録員研修の救済措置 65名対象

※社会福祉士後見人における「チームケア」を実践する上での留意点を800文字にまとめる。

レポート提出、千円徴収（長友、助川）

2023年度の研修担当(案)

- ① 千葉サポート 担当：木岡、(飯田)、(助川) 昨年第1回28名、第2回54名、第3回52名
第4回40名、第5回49名、第6回45名
- ② 成年後見人材育成研修、名簿登録(対面) 担当：長友、朽名、(吉武)、(井部)、(飯田)
昨年38名(千葉33、茨城5)
- ③ 活用講座(対面) 担当：長尾、岡元、(石橋) 昨年37名
- ④ 弁護士との事例検討会 担当：助川、小川、石橋 第1回33名、第2回35名
- ⑤ レベルアップ 担当：越後谷、助川、石橋 第1回40名、第2回46名
※今年度は、障がい関係を予定

- ⑥ 必須登録員研修 担当：古澤、飯田、安藤 昨年第1回184名、第2回141名
※今年度は、死後事務、チームケアを予定

9. 全体会 2023年3月11日(土)13:30~15:30 44名
各部会からの実績報告 活動報告システム 受任会費使途拡大、上限廃止について
来年度の研修予定、支部制について

10. 未成年後見担当 岡元、長尾
今年度は、事例検討会を予定

11. 法人後見 石橋
個人後見に移行する手続きを行う

12. 広報 ぱあとなあニュース 報告と依頼 太田
・次号(7月発行) 7月2週目を予定 ※作業メンバー募集予定

13. ICT担当 太田、古澤
会としての新メールアドレス info@cschwiba2.sakura.ne.jp
ぱあとなあとしてのメールアドレス patona01@cschwiba2.sakura.ne.jp
名簿作成、マイページ準備中

14. 渉外・ソーシャルアクション 四ノ宮
・中核機関の委員、各市町村や社協等の委員の連絡会、情報交換会を実施予定

15. 独立型社会福祉士 浅見 ※別紙「」参照

16. 会計 倉下、長尾
※予算執行状況の確認、まとめ払い、9月の来年度の予算案作成

【その他】

- (1) 「登録員のしおり」改訂作業について 四ノ宮
改訂原案作成。ホームページからのダウンロードできるようにしていく
(2) リーフレットの刷り直し→住所変更

【次回 運営委員会】

臨時：2023年6月15日(木)16:30~18:00 オンライン開催
※その次は、2023年8月17日(木)16:30~18:00 オンライン開催

業務管理部会の今後の業務について

①後見事務調査票精査を行い、面談対象者を抽出

②随時報告読込

業務管理部会員が月別で読込

③書面提出希望者の対応

現 在：事務局員・業務管理部会員が代理システム入力

課 題：業務管理部会員が行うのは負担が大きい

検討点：代理入力にあたり、現状のままボランティアで行うのか？費用徴収を別途請求するか？について
業務管理部会で精査予定

④活動報告システムの利用方法についての研修開発

⑤しおりの改定

【承認事項】

なし

【添付資料】

なし

【添付資料】

- ① 臨時司法福祉委員会の資料
- ② 法務省矯正局長からの資料

【報告事項】

2023年度事業予定

- ① 司法福祉委員会；6月17日（会場）、9月16日（ZOOM）、12月16日（ZOOM）、3月16日（未定）
- ② 学習会；8月19日、10月21日
- ③ 司法福祉認定研修；基礎編 7月22日（土）、7月23日（日） 応用編 10月7日（土）、10月8日（日）
- ④ その他；仮テーマ『更生支援計画書作成研修』というZOOM研修を行う。

当委員会も収入源を増やすということで検討しました。参考資料にある法務省矯成第474号にありますように、全国に向けた更生支援計画書作成の研修を行ったかどうかと委員会で提案がありました。形式的には認定研修の基礎編&応用編で行っている実務研修と同様、事例を基に計画書を作成する一コマです。同時に弁護士からの講義も頂く。時間的には実務2時間、講義2時間を考えています。具体的には6月17日の委員会で決めていきたいと思っております。

【理事会決議・承認依頼事項】

臨時司法福祉委員会

日 時：2023年4月15日（土）10:00～10:50 ZOOM開催

出席者：宮下、青沼、大浦、吉田、松丸、宮崎、多田、野村、小川（議事録作成）

伊藤（欠席）

- 内 容：① 2023年度司法福祉委員の確認
② 研修委員、学習会委員、マッチング委員の確認
③ 認定研修の講師確認
④ その他

①2023年度司法福祉委員の確認

- ・森脇、足立、藤巻、保田、三代川→委員を辞退
- ・山本、寺崎→新委員に推薦する
→服部さんにも声掛けする

・所属の変更

- 野村：千葉県社会福祉士会（松戸事務所）
- 宮崎：社会福祉法人生活クラブ
- 松丸：松丸社会福祉士事務所

②研修委員、学習会委員、マッチング委員の確認

- ・研修：宮崎、松丸、野村、伊藤（PC担当）、青沼、小川
- ・学習：宮崎、
- ・マッチング：大浦、吉田、松丸

③認定研修の講師確認

- ・基礎編
 - 「刑事司法ソーシャルワークの実務」→野村担当
 - 「演習」→寺崎担当
- ・応用編
 - 「刑事司法における入口支援」→青沼担当
 - 「演習」→山本担当、大浦

④その他

- ・委員会等のスタッフ報酬：2500 円の報酬が付きましてご確認ください。
- ・マッチング支援報酬について検討中：（参考）弁護士会は報酬の5%を収めている。
- * 今後の委員会の収入を考える
- ・社会福祉士会大会での研究事例発表（15分）へのアドバイス
- ・受任事例を使った認定研修のフォロー対応も今後検討する。
- ・認定社会福祉士の目標は7000名、現在は1,200名ほど
→認定のための学習会を立ち上げてみてはどうか。司法福祉委員会で出来る活動（会）等。
- ・更生支援計画書作成のための勉強会（講座）はどうか（参加費徴収）

- ・委員会辞退挨拶；多田さん（登録員は継続）

以上（議事録担当：小川）

刑事施設の長 殿
矯正管区長 殿 (参考送付)
矯正研修所長 殿 (参考送付)

法務省矯正局長 花村博文
(公印省略)

刑事施設における更生支援計画書の活用について (通知)

更生支援計画書 (以下「計画書」という。) は、主に裁判上の資料とする目的で、社会福祉士等が弁護人からの依頼を受けて作成する、被疑者又は被告人に必要な福祉的支援策等について取りまとめた書面であり、障害等を有する者に対する福祉的支援の必要性や具体的な支援方策が記載されているなど、当該者が受刑者となった場合においても、社会復帰支援等を実施する上で有益な資料となり得るものです。

については、今後、計画書を再犯防止の推進に活用することとし、下記のとおり取り扱うこととするので、遺漏のないよう留意願います。

なお、本件については、当省刑事局及び同保護局並びに日本弁護士連合会と協議済みですので、申し添えます。

記

1 対象

本通知の対象とする計画書は、弁護人からの正式な依頼に基づく、社会福祉士又は精神保健福祉士 (以下「社会福祉士等」という。) が作成したものとする。

2 計画書の作成

(1) 面会における配慮

ア 計画書は、社会福祉士等が当事者の事情や意向等を聴取して作成することとなることから、その意向等の聴取には相応の時間と手数を要することから、当該聴取を行うことを目的とする社会福祉士等の面会については、1回の面会時間を一律に制限することなく、必要に応じて面会時間をできる

限り長く確保するよう努めること。当該面会については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第116条第1項の規定に基づく立会いを省略するか、立会いに代えて面会状況の録音若しくは録画をすることとしても差し支えないが、立会い並びに録音及び録画を省略しようとするときは、平成19年5月30日付け法務省矯成第3350号当職依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」記3の（3）に基づき検察官の意見を求めること。

イ アの面会については面会回数に含めないこと。

ウ 社会福祉士等から面会の申出があった場合は、弁護人からの相談依頼書又はそれに類する書類、資格登録証等でその身分を確認すること。

なお、申告する住所については、職能団体又は所属団体等の所在地でも差し支えないものとする。

エ 計画書作成のため、弁護人からの正式な依頼に基づき、医師、公認心理師、臨床心理士等が検査等を行う場合の面会についても、上記アないしウと同様の取扱いとすること。

（2） 手続書類の差入れ及び他の者への交付等における配慮

計画書作成に当たり必要な同意を得るための書面及び作成された計画書への署名のため、必要書類の差入れ及び他の者への交付等の手続を要する場合には、速やかにこれを行うなどの便宜を図ること。その際、弁護士会等からあらかじめ同意のための書面の用紙の提供を受けている場合は、社会福祉士等の依頼に基づき当該用紙を職員から被収容者に交付することとして差し支えない。

（3） その他

接見等禁止決定が付されている被収容者については、社会福祉士等が同決定により接見等が禁止されている者であるか否か及び必要書類の交付等が同決定により禁止されているものであるか否かを確認すること。

3 計画書の活用

（1） 計画書の受領

ア 第一審又は上訴審において懲役又は禁錮の刑（刑の一部の執行猶予を含む。）の言渡しを受けた者の弁護人であった者（以下「元弁護人」という。）から、関係書類が添付された計画書が直接持参又は郵送により提出されたときは、これを受領すること。

なお、提出された計画書に係る受刑者が在所していない場合は、被収容者データ管理システムを用いるなどして、当該受刑者がいずれかの刑事施設に収容されていることを確認し、受領した計画書及び関係書類（以下「計

画書等」という。)について当該受刑者を収容している刑事施設に送付すること。ただし、当該受刑者がいずれの刑事施設にも収容されていない場合は、提出者に返戻すること。

イ アの関係書類は、添書(様式1)、同意書(様式2)、関係連絡先一覧表(様式3)及び弁護士選任届又は国選弁護士選任書の写しとし、提出を受けた書類に不足等があるときは、元弁護士に対しその提出等を求めること。

なお、同意書は、計画書等に係る受刑者に対し計画書等を刑事施設に提供されることについての同意を得るためのもの、関係連絡先一覧表は、刑の確定後、計画書の補足資料として元弁護士により作成されるものであるところ、同意書の作成に使用する用紙については、2の(2)と同様、元弁護士からの依頼に基づき当該用紙を職員から被収容者に交付することとして差し支えない。

ウ 計画書等の提出先刑事施設に関する問合せに対しては、元弁護士が収容先として把握している刑事施設で差し支えない旨回答すること。

(2) 計画書等の刑事施設間での引継ぎ

計画書等に係る受刑者を他の刑事施設に移送する場合、当該計画書等を移送先刑事施設に引き継ぐこと。

(3) 計画書の活用

ア 計画書等は、当該計画書等に係る受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図る観点から処遇調査及び社会復帰支援を行う際の参考とすること。

イ 関係連絡先一覧に記載のある関係福祉機関等については、計画書等が作成された時点から年数が経過することにより、その状況等に変化が生じ得ることを踏まえ、処遇施設においては、当該受刑者の同意を得た上で、関係福祉機関等とできるだけ早い段階での接触、定期的な接触に努めること。

ウ 検察庁から執行指揮書に添付され、交付される「処遇上の参考事項調査票」に、計画書に関する記載がなされる場合があるところ、刑事施設においては、必要に応じ、検察庁に対して同調査票の記載内容について問い合わせても差し支えない(検察庁においては、刑事施設からの問合せに対してできる限り協力することとされている。)

なお、検察庁においては、計画書に記載された関係機関の連絡先や同機関が刑事施設から連絡を受けることについて同意しているか否かを必ずしも把握しているわけではないことに留意すること。

また、計画書に記載された関係機関においては、刑事施設から連絡を受けることに同意している場合であっても、必ずしも実際に刑事施設から連絡があることに備えていない可能性があることに留意すること。

エ 計画書等は、平成18年5月23日付け法務省矯成第3309号当職依命通達「受刑者の処遇調査に関する訓令の運用について」に定める別紙様式7の処遇調査票の身上(3)の後に編てつすること。

オ 処遇施設は、元弁護人から提供された計画書等について、その所在地を管轄する地方更生保護委員会及び対象者の帰住予定地を管轄する保護観察所(特別調整対象者の場合においては、当該刑事施設の所在地を管轄する保護観察所)に対し、身上調査書(甲)又は身上変動通知書(甲)に添付することにより、速やかにその写しを送付すること。

なお、元弁護人から計画書等の提供がない場合でも、公判において証拠請求された計画書が添付されている場合は、同計画書を送付すること。

おって、送付に当たっては、身上調査書(甲)又は身上変動通知書(甲)の参考事項欄に、「更生支援計画書」と記載すること。

年 月 日

〇〇長 殿

住 所

電話番号

弁 護 士 〇 〇 〇 〇

(〇〇〇〇弁護士会所属)

(登録番号)

更生支援計画書の提供について

私が弁護人を務めた下記の者に係る更生支援計画書及び関係書類一式を提供しますので、本人の支援に活用願います。

なお、本更生支援計画書は、社会福祉士等の福祉の専門職によって作成されたものであることを申し添えます。

記

1 氏名等

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 言渡し罪名
- (4) 判決日
- (5) 言渡し裁判所

2 参考事項

- (1) 裁判所への証拠請求の有無 有り ・ 無し
- (2) 「有り」の場合のてん末 全部採用 ・ 不採用 (一部不採用を含む。)
- (3) その他特記事項 (判決言渡し後の修正の有無、裁判での社会福祉士等の証言の有無等)

3 添付書類

更生支援計画書、本人の同意書、関係連絡先一覧表及び弁護人選任届 (又は国選弁護人選任書) の写し

関係機関提出用

同意書

私は、私について作成された更生支援計画書及びその関係書類一式が、参考資料として、関係する刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所に提供され、これらの機関において、刑事施設や保護観察所における処遇のほか、私が円滑な社会生活を送るための支援に使用されることに同意します。

年 月 日

氏名

関係機関提出用

関係連絡先一覧表

(作成者)

弁護士 ○ ○ ○ ○

下表に掲げる者は、いずれも、関係する刑事施設、地方更生保護委員会又は保護観察所から〇〇氏の社会復帰支援に関する連絡を受けることに同意しています。

番号	氏名・団体名	所属・資格	住所・電話番号	参考事項
1				
2				
3				
4				
5				

(注1) 本書を作成した弁護人や更生支援計画書を作成した社会福祉士等の福祉に関する専門職等についても必要に応じて上表に記載してください。

(注2) 刑事施設に入所している者の場合、出所後にも支援する意向がある場合や支援するための条件等があれば参考事項に具体的に記載してください。

(注3) 福祉施設等の団体を記載する場合、連絡すべき担当者がいれば、参考事項に記載してください。

(注4) 上表に掲げる者のうち、連絡する優先順位があれば参考事項にその旨記載してください。

(注5) 刑事施設入所後又は保護観察等開始後に本人の支援に係るコーディネーター役等の中心的な役割を担っていただける方についてはその旨を参考事項に記載してください。

【添付資料】

なし

【報告事項】

＜会議出席＞

千葉県災害復興支援士業ネットワーク 定例意見交換会

出席者: 災害対策委員長 服部明

時間: 午後5時30分～7時

議題: 千葉県および県内市町村との災害対策連携の進め方ほか

＜5月11日未明に千葉県南部で発生した地震への対応＞

以下により、地震発生時の初動対応をおこなった。

1. 会員、災害対策委員、被災地支援活動協力員への安否確認と情報収集

- ① 災害対策委員会 ML、被災地支援活動協力員 ML を通じた安否確認等メールの送信
- ② 千葉県南部地域に居住・勤務する会員に対して個別の安否確認等メールの送信

2. 被災情報等の収集

- ① 千葉県災害対策本部関係の情報収集
- ② 千葉県社会福祉協議会 災害ボランティアセンター開設関係情報の収集
- ③ 千葉県知事 マスコミ会見情報等の収集

3. 日本社会福祉士会への報告

大規模災害発生には該当しない事象と判断して、上記1、2の対応および把握した会員の安否状況等を対応経過報告としてメール送信した。

4. 危惧される後発地震に対する注意喚起

会員等に向けて、今後発生のおそれのある地震に注意するよう千葉県社会福祉士会ホームページに注意喚起情報を掲出した。

【理事会決議・承認依頼事項】

なし

